

# 経営環境変化対応貸付【認定企業】融資要領（新型コロナウイルス感染症）

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症により経営に支障が生じている中小企業者等に対し、必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の安定に資する。

## 2 融資対象

### 【セーフティネット保証4号関係（SN4号）】

(1) 影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等

※特定中小企業者であることの認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要

- ① 指定地域（=47都道府県）において、事業を1年以上継続して行っていること
- ② 影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

### 【セーフティネット保証5号関係（SN5号）】

(2) 影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等

※特定中小企業者であることの認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれかに該当することが必要。

- ① 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること  
（ ■時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可（例：2月の売上高実績+3月・4月の見込み） ）
  - ② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない者
- ※ 「指定業種」については、別紙のとおり。

### 【危機関連保証関係】

(3) 影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等

※特例中小企業者であることの認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件に該当することが必要

- ① 原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること

- (4) 影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等

### 3 融資条件等

#### (1) 融資条件

資金使途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》年1.0%（5年以内）、年1.2%（10年以内） 《変動金利》年1.0%（融資期間が3年を超えるものに限る）
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする
保証料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般保証適用の場合 経営状況に応じて年0.45%～1.90% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割り引く） 特別小口保険適用の保証 年0.72% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割り引く）</li> <li>●経営安定関連保証適用の場合 普通保険適用の保証 : 年0.70%（SN4号） 年0.60%（SN5号） 無担保保険適用の保証 : 年0.68%（SN4号） 年0.58%（SN5号） 特別小口保険適用の保証 : 年0.48%（SN4号） 年0.41%（SN5号） （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割り引く）</li> <li>●危機関連保証適用の場合 普通保険適用の保証 : 年0.70% 無担保保険適用の保証 : 年0.68% 特別小口保険適用の保証 : 年0.48% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割り引く）</li> </ul>

#### (2) 融資取扱期間

令和2年1月29日～令和3年1月31日

### 4 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合

## 5 融資あっせん申込み

融資を受けようとする者は、融資あっせん申込書（中小企業総合振興資金融資要領別紙共通第1号様式）に必要書類を添付の上、商工会議所、商工会、北海道中小企業団体中央会又は(公財)北海道中小企業総合支援センター（以下「あっせん機関」という。）に提出する。

なお、融資対象(1)～(3)については、融資申込書（中小企業総合振興資金融資要領別紙共通第2号様式）に必要書類を添付のうえ、取扱金融機関に融資を申し込むこと（「直接申込み」）も可能とする。

## 6 融資あっせん

融資あっせん申込書の提出を受けたあっせん機関は、融資申込者が提出する融資あっせん申込書により、取扱金融機関へ融資をあっせんする。

## 7 融資あっせん状況の報告

融資あっせんを行ったあっせん機関は、その融資あっせん状況について、毎月分を翌月の10日までに北海道中小企業総合振興資金融資あっせん状況報告書（中小企業総合振興資金融資要領別紙共通第3号様式）により、総合振興局又は振興局を經由（北海道中小企業団体中央会及び(公財)北海道中小企業総合支援センターにあっては直接）し、北海道経済部地域経済局中小企業課に報告するものとする。

## 8 添付書類

- (1) 決算書2期分（2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表）
- (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- (3) 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- (4) 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書（融資対象(1)～(2)の場合）
- (5) 「特例中小企業者」であることの市町村長の認定書（融資対象(3)の場合）
- (6) 調書（別記様式。融資対象(4)の場合）

※中小企業総合振興資金融資要領「経営環境変化対応貸付」の「4 融資の申込み」にある添付書類のうち、「調書（別紙第5号様式）」に代えて上記調書を添付するものとする。

## 9 その他

本要領に定める内容以外の取扱いについては、中小企業総合振興資金融資要領による。

- (令和2(2020)年3月2日改正 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に関する記述を追加)  
(令和2(2020)年3月6日改正 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に関する記述を追加)  
(令和2(2020)年3月13日改正 中小企業信用保険法第2条第6項等に関する記述を追加)